別記第３ 号様式（第 10 条第１ 項関係）

豊島区ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業に係る支援業務委託
提案募集要項

１．目的

本要領は、「豊島区ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業に係る支援業務委託」の最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

２．業務内容

別紙「仕様書」のとおり

３．履行期間

令和８年４月１日 ～ 令和９年３月 31 日

※単年度契約とし、履行状況等が良好な場合は最大で２回まで更新可能とする。なお、契約する場合の契約金額は、３年間原則不変とする。

※業務の開始時の円滑な履行のため、受託者は区と協議の上、履行期間開始前に必要な業務の引継を実施する。その際の経費は受託者の負担とする。

４．概算経費

10,122 千円（税込）を上限額とする。

※上限を超える提案額は対象外とする。

５．主なスケジュール

内容	日程
参加受付	令和７年 10 月 31 日（金） ～ 令和７年 11 月 11 日（火） 平日午前９時～午後５時まで
参加資格確認通知	令和７年 11 月 13 日（木）までに通知
質問受付	令和７年 11 月 14 日（金） ～ 令和７年 11 月 20 日（木） 午後５時まで
質問回答	令和７年 11 月 25 日（火）までに回答

企画提案書等の受付	令和 7 年 11 月 14 日（金） ～ 令和 7 年 11 月 28 日（金） 平日午前 9 時～午後 5 時まで
一次（書類）審査結果	令和 7 年 12 月 12 日（金）以降
二次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 12 月 24 日（水）
第二次審査結果通知	令和 8 年 1 月 6 日（火）以降

６．参加資格

（１）ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業と同種又は類似業務の実績（グループ会社の実績を除く）を有すること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

（３）プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで、豊島区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱（平成 20 年 8 月 1 日総務部長決定）による指名停止措置又は豊島区暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 3 月 6 日総務部長決定）による入札参加除外措置を受けていないこと。

（４）本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

（５）過去 2 年間に銀行取引停止がなく、経営不振の状況にないこと。

７．参加受付

（１）受付期間：令和 7 年 10 月 31 日（金） ～ 令和 7 年 11 月 11 日（火）
（土日・祝日は除く、開庁日午前 9 時～午後 5 時まで）

（２）提出場所・方法
豊島区子ども家庭部子育て支援課子ども家庭・女性相談グループ
（豊島区役所本庁舎 4 階東側）へ郵送（必着）または直接持参のこと。
※郵送遅配を含む事故については、区は責任を負いません。

（3）提出書類（各１部）

	提出書類	記入内容・注意点	様式
1	参加意向申出書	－	様式 1
2	財務諸表	損益計算書・貸借対照表（直近のもの） *NPO 法人等の場合は、下記書類 ・貸借対照表（過去年分） ・資金収支計算書（過去 3 年分） ・資金収支決算内訳表（過去 3 年分） ・事業活動収支計算書（過去 3 年分） ・事業活動収支内訳書（過去 3 年分） ・財産目録（過去 3 年分） ※過去 3 年分が用意できない場合には、理由書（任意様式）を添付すること	任意様式
3	納税証明書	・法人事業税の納税証明書（直近のもの） ・法人税の納税証明書その 1（直近のもの） ・消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの） もしくは ・所得税の納税証明書その 1（直近のもの） ※「納税猶予証明でも可」	任意様式
4	法人の定款及び規約等	－	任意様式
5	個人情報保護措置関係書類	・プライバシーマーク又は ISO27001 等取得を証明する書類の写し（直近のもの） ・上記資格を有しない場合には、資格を取得していない理由書及び保護措置を講じていることがわかる内規等関係書類	任意様式
6	会社概要	・団体概要を作成している場合は、別添で提出すること	様式 2
7	事業実績報告書	・ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業と同種又は類似業務の実績 ・多数の実績があれば、事業実績報告書のほかに一覧表（任意様式）を添付すること	様式 3
8	事業経費見積書	－	様式 4

８．参加資格の確認

参加意向申出書を提出した者について参加資格の確認を行い、選定若しくは非選定の結果を、令和 7 年 11 月 13 日（木）までに文書または電子メールにて通知する。提案資格が認められなかった参加意向申出者に対しては、その理由をあわせて通知する。

９．質問の受付および回答

企画提案書等を作成するうえでの質問については、様式 6「質問書」に記入し、下記のとおり電子メールで行うこと。窓口・電話での質問には応じないこととする。

宛先：豊島区子ども家庭部子育て支援課
　　子ども家庭・女性相談グループ　業務委託担当
　　メールアドレス：A0019707@city.toshima.lg.jp
件名：「【会社名】プロポーザル募集要項および企画提案書に関する質問書」

（１） 受付期間
令和 7 年 11 月 14 日（金） ～ 令和 7 年 11 月 20 日（木）午後 5 時まで

（２）回答方法
令和 7 年 11 月 25 日（火）までに、全提案者に対し電子メールで回答する。

１０．企画提案書等の提出

上記 8. にて提案資格が認められた参加意向申出者は、以下の書類を提出すること。

（１）受付期間：令和 7 年 11 月 14 日（金） ～ 令和 7 年 11 月 28 日（金）
（土日・祝日は除く、開庁日午前 9 時～午後 10 時まで）

（２）提出場所・方法
豊島区子ども家庭部子育て支援課子ども家庭・女性相談グループ（豊島区役所本庁舎 4 階東側）へ郵送（必着）または直接持参のこと。
※郵送遅配を含む事故については、区は責任を負いません。

（３）提出書類及び部数

	提出書類	記入内容・注意点等	様式	部数
1	企画提案書 提出書	－	様式 5	正本 1 部
2	企画提案書	・正本は表紙に会社名、法人名を記載すること。 ・副本の表紙には、会社名、法人名のわかる記載は行わないこと。 ・A4 版横書き、両面印刷（長辺とじ）で作成すること。 ・文字サイズは原則として 10.5 ポイント以上とすること。	任意様式	正本 1 部 副本 9 部

（４）記載内容の確認

提案者は、提出書類の内容について、本区から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。

１１．企画提案内容

別紙「企画提案書記述項目一覧」のとおり

１２．選定方法

（１）一次審査（書類審査）

企画提案書の内容を審査し、評点順に上位 3 団体程度を第二次審査の進出者とする。

第一次審査の結果通知：令和 7 年 12 月 12 日（金）以降

文書または電子メールにて通知する。

（２）二次審査（プレゼンテーション・総合審査）

企画提案書およびプレゼンテーションをもとに、総合的な審査を行う。

① 実施日時：令和 7 年 12 月 24 日（水）9 時 30 分～12 時（予定）

② 会　場　：区役所本庁舎会議室

※日時、場所の詳細については、個別に通知する。

③発表時間：発表・質疑応答時間は概ね 35 分間とする。

（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 20 分）

・プレゼンテーションは提案書の書面のみを使用し発表すること。

・発表者は 2 名以内とし、必ず本事業の担当者（支援業務に従事するもの）とする。

④第二次審査の結果通知：令和 8 年 1 月 6 日（火）以降

１３．審査基準及び配点

（一次審査：書類審査）

	主な評価項目	
1	業務実績およびその活用	・ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業と同種又は類似業務の実績 ・担当者の経験、同種又は類似業務の実績
2	本業務の理解と取組方針	・ひとり親家庭・要支援家庭*の子育ての現状や課題等の理解 ・業務目的の理解 ・学習支援を実施する上での課題・重視する点
3	業務実施方法	・業務の実施方法、工夫、実現可能性 ・特別な配慮（発達・外国ルーツ・親子関係・不登校等）を必要とする子どもの理解、対応 ・教材の工夫 ・実施イベントの工夫 ・保護者対応
4	業務実施体制	・人員選任、配置についての考え方 ・法人としてのバックアップ体制 ・従事者の質の確保のための取組み
5	法令遵守と個人情報保護	・法令遵守に対する取り組みと偽装請負の対策を講じているか。 ・プライバシーマーク等の認証取得の内容 ・個人情報の適正な取り扱いや賠償保険加入等の具体的な対策を講じているか。 ・個人情報保護のリスクマネジメントについて具体的な対策を講じているか。
6	危機管理体制	・苦情への対応 ・事故、事件、災害等が発生した場合の対応および事故防止策 ・感染症流行時の学習継続のための取組み ・従事者に性犯罪歴がないことの確認と性犯罪防止のための取組み
7	独自提案事項	・効果的・効率的な手法等の独自提案がされているか ・実現可能性
8	経費	・金額の妥当性
合計　300 点		

＊要支援家庭：豊島区が見守りを必要と認める家庭（不登校、家庭環境に課題のある家庭等）

（二次審査：プレゼンテーション）

	主な評価項目	
1	本業務の理解と取組方	・ひとり親家庭・要支援家庭*の子育ての現状や課題等の理解 ・業務目的の理解 ・学習支援を実施する上での課題・重視する点
2	業務実施方法	・業務の実施方法、工夫、実現可能性 ・特別な配慮（発達・外国ルーツ・親子関係・不登校等）を必要とする子どもの理解、対応 ・教材の工夫 ・実施イベントの工夫 ・保護者対応
3	業務実施体制	・人員選任、配置についての考え方 ・法人としてのバックアップ体制 ・従事者の質の確保のための取組み
4	法令遵守と個人情報保護	・法令遵守に対する取り組みと偽装請負の対策を講じているか ・プライバシーマーク等の認証取得の内容 ・個人情報の適正な取り扱いや賠償保険加入等の具体的な対策を講じているか。 ・個人情報保護のリスクマネジメントについて具体的な対策を講じているか。
5	危機管理体制	・苦情への対応 ・事故、事件、災害等が発生した場合の対応および事故防止策 ・感染症流行時の学習継続のための取組み ・従事者に性犯罪歴がないことの確認と性犯罪防止のための取組み
6	独自提案事項	・効果的・効率的な手法等の独自提案がされているか ・実現可能性
7	本業務に対する姿勢、意欲	・意欲、姿勢 ・柔軟性
合計　300 点		

＊要支援家庭：豊島区が見守りを必要と認める家庭（不登校、家庭環境に課題のある家庭等）

１４．受託候補者の特定

（１）選定委員会において、一位として決定した者を受託候補者として特定する。
（２）同点で一位が複数あった場合には、選定委員会で協議の上で選定する。
（３）審査結果については、自己の結果のみを文書または電子メールにて通知する。
（４）評価内容および選定結果に対する問い合わせには、応じないものとする。

１５．契約の締結等

（１）業務の契約については、特定した受託候補者と締結する。
（２）本件に係る契約締結は、令和８年第１回定例会に審議される令和８年度予算の成立をその条件とする。
（３）辞退または特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、受託候補者の選定時に順位付けをした順に契約交渉を行う。なお、契約を辞退したことにより、以後の選定、競争入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

１６．その他留意事項

（１）提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
（２）提出期限以降における提出書類の差換えおよび変更は認めない。
（３）提出された企画提案書等の資料は返却しない。
（４）提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失う。
（５）提出した書類に虚偽および不正があった場合は失格とする。
（６）区は提出書類について、事業者の選定以外に提出者に無断で、他の目的において使用しない。
（７）参加意向申出書を提出した後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、様式７「プロポーザル参加辞退届」を提出すること。

１７．提出先・問い合わせ先

豊島区子ども家庭部子育て支援課子ども家庭・女性相談グループ
担　　当　　：竹若・夏堀
住　　所　　：〒171-8422　豊島区南池袋 2-45-1
電　　話　　：03-3981-2119
メールアドレス：A0019707@city.toshima.lg.jp